全国商工会議所青年部連合会会費細則

- 1. 会費の算定は次による。
 - (1)基本会費の年額 1青年部当り 20,000円
 - (2) 比例会費の年額 会員数×500円
 - ※ 会員数は5月1日現在による。
 - ※ 5月2日以降に新たに入会した青年部の場合は入会申込時の会員数による。
 - ※ 1商工会議所に複数の青年部が存在し、かつ、それらの連合体が組識されている場合は1青年部とみなす。この場合、基本会費は年額20,000円とし、比例会費は連合体傘下の青年部の総会員数に基づき算出する。
 - (3)特別会費の年額 1特別会員当り 10,000円
- 2. 但し、10月1日以降新たに入会する場合は、入会年度の年額会費については上記により 算出される金額の半額とし、入会と同時に会費を納入するものとする。
- 3. 天災地変等特別の事由が生じたときは、申請により役員会の議決を経て会費の減免をすることができる。